

令和2年4月8日

学生・職員および関係の皆さま

九州工業大学長 尾家 祐二

緊急事態宣言の発令に基づく本学の対応について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る政府の緊急事態宣言の発令に基づき、本学は、社会的役割を果たすため、下記のとおり対応を取ります。

記

(1) 授業

令和2年5月6日まで、休講（学年暦については、再調整します）

(2) 学生

入構を禁止する（課外活動を含む）

(3) 教育職員（嘱託教育職員、研究系職員を含む）

原則、在宅勤務

※最小限の機能を維持できる職員数に限定して出勤（管理・運営に携わる等）。

(4) (3) を除く職員

最小限の事務機能を維持できる職員数に限定して出勤。

※上記(2)～(4)の予定期間は、4月9日(木)から5月6日(水)までとする。

※宿舎・学生寮等への入居者による構内の出入りは除く。